

第10回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

【日時】

平成30年1月19日（金）13:00～14:15

【場所】

島田市役所 4階 第3委員会室北

【出席者】

制定委員：染谷市長、萬屋副市長、牛尾副市長、濱田教育長、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、孕石こども未来部長、北川産業観光部長、大村都市基盤部長、北川行政経営部長、畑教育部長、今村病院事務部長、鈴木議会事務局長
横田川健康福祉部長は欠席

事務局：地域づくり課 小澤課長、藪崎補佐、友野主査

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

（1）島田市まちづくり自治基本条例（案）の修正について

庁内の例規審議委員会で指摘のあった前文及び附則の修正案を協議した。施行期日については、改元が予定されているため、元号を空欄とした。

○制定委員からの意見

A委員：前文の「歴史を持ち」の「持ち」はひらがなが一般的ではないか。

事務局：修正について例規の担当者と相談する。

（2）島田市まちづくり自治基本条例逐条解説（案）の修正について

パブリック・コメントによる条文の修正や補足説明を求める意見に対応するため、説明文の修正及び追記について協議した。

事務局：条例制定の背景について意見があるか。

B委員：言葉の使い方について。2行目や26行目では「自分たち」、31行目では「自ら」と表現しているが、同じ意味合いで用いているのなら「自ら」のほうが格調高いと思うが。

事務局：「自ら」で表現を統一してよいか。

A委員：31行目は「自ら」でいいが、26行目は「自分たちが暮らしやすい地域」のほうが伝わりやすいのではないかと。全部の表現を統一しなくてもよいのでは。

事務局：前文では「私たち」という表現を用いている。

B委員：住民の立場で読めばそういうことになると思うが、住民と行政という立場で読むと、行政から自分たちで勝手にやれといわれているように感じられる。そういう意味ではないという趣旨で「自ら」のほうがいいのではないかと考えた。

事務局：1行目から2行目については「自ら」が適切だと思うが、26行目はどうか。

B委員：「自分たち」が「暮らしやすい地域」にかかるのならこのままでいいし、「作っていくためには」にかかるのなら「自ら」だと思うがどうか。

事務局：「暮らしやすい地域」にかけると主語がなくなってしまうので、「作っていくためには」にかかっていると考える。

C委員：このページでは「住民」という用語で統一して使用するのか。市民の定義に「地方自治法に定める住民と同じ」とあるので、使い分けがされているのか確認したい。

A委員：先に「かつて」と書いており、大津村や初倉村だったころのことも書いているので、「市民」ではなく「住民」でいいのでは。

事務局：29行目からの最後の段落では、現在の島田市の取組について書いているため「市民」を使い、それ以前では「住民」に統一している。

D委員：「自分たち」というのは、複数で、コミュニティを基礎としてやっていたということ表現したくて使っているのでは。「自ら」というのは主体的に感じられるので、そういう意味で使い分けているのかと思った。

B委員：住民とは一人ひとりを指すものではなく、行政との対比でコミュニティのことを含めて指していると思う。

事務局：この部分の表記は再度検討する。

E委員：29行目で新市建設計画と島田市総合計画を挙げているが、川根のまちづくり計画はどうか。

F委員：島田市総合計画等の「等」に含まれるということでもいいのではないかと。

F委員：8行目の「国の主務大臣」だが、あえて出す意味があるのか。「国の指揮を受け」でいいのでは。

事務局：特別な意味はないので、指摘のとおり修正する。

事務局：次に条例制定の経過について意見があるか。

F委員：「時間づくり」は前文ではルビをふってあるが、こちらにはない。

事務局：必要な箇所にルビをふることにする。

G委員：他者と対話を行う「積み重ねの時間」は分かるが、個人で考えを熟成させる「継続の時間」は熟成と継続では意味合いが違うというのと、計画段階から参加するというのと「手間暇かける時間」がそぐわないと思うが、この3つの単語はどこから出てきたのか。

事務局：もともと自治基本条例を考える市民会議で議論された内容を資料にまとめた際に使われた単語で、そこから引用している。

G委員：初めて聞く人には伝わりにくい。単純に時間だけが継続していく感じがする。熟考して自分の中で考えを次の段階にもっていくということがイメージしにくいかと思う。例えば、考えを熟成させる「熟成の時間」のように繰り返した方が分かりやすいと思う。それか、カギカッコで括弧のをやめて言葉を繋げてしまえば違和感が減るかもしれない。

事務局：提案のように言葉を繋げて「対話を行う時間」、「考えを熟成させる時間」、「計画段階から参加する時間」のように表現を再検討する。

A委員：計画段階から参加することだけが手間暇かける時間ではない。計画段階から参加するのであれば「参画」という言葉になるだろうし、手間暇かけることに価値を見出すような表現になっている。「まちづくりの計画段階から参画する時間」といった表現にしたらどうか。

A委員：16行目の「それまでの意見とは別の」については、対話の結果別の意見になるとは限らず、納得して片方の意見になることもあると思うので、「別の」は不要ではないか。

F委員：8月の第5回制定委員会でも同じ箇所を指摘されている。

事務局：「対話を重ね、より発展的な解決策を模索する」と修正する。

事務局：前文の解説について意見があるか。

H委員：一人一人の表記は「一人ひとり」ではないのか。

事務局：例規上は「一人一人」と表記するため、原案のとおりで。

事務局：第1条の解説について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：第2条の解説について意見があるか。

G委員：3カ月の「カ」は例規ではどう表現するのか。

事務局：例規では3月と表記するが、解説では読みやすいよう「カ」と表記した。表記の仕方を確認する。

Ⅰ委員：議会の会議録ではカタカナで表記している。

事務局：第5条の解説について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：第6条の解説について意見があるか。

B委員：経費という単語に対し「役務の提供」と使っていると思うが、そもそも住民が自ら協力的行為を行うことが役務といえるのか。役務というと対価を求めて行われるように聞こえる。そうではなく、自分たちが必要だと考えて行うのであれば、役務という表現ではやらされ感を感じてしまうのでは。

A委員：でも奉仕ではない。

B委員：「協力することも含まれます」か「協力したりする活動も含まれます」としたらどうか。

事務局：役務という言葉は抜いて、提案のように修正する。

事務局：第15条の解説について意見があるか。

D委員：第5項にカッコ書きで国籍とあるが、第2項では外国人は含まれませんが記載して、なぜ再び国籍が出てくるのか分からない。

事務局：外国人には選挙権はないが、住民投票についてはテーマによって外国人を含めるか含めないか設定が可能である。年齢も、例えば15歳からとすることも可能である。

D委員：住民投票は全てそういうものか。

事務局：法律に基づく住民投票については法律で要件が決まっているが、条例に基づく住民投票については条例で要件を定めることになる。

D委員：個別に国籍と書かれていると何のことか気になる。

事務局：投票の資格という表記だけでは分かりにくいかと思い記載した。

D委員：住民投票から外国人を除いている事例はあるか。

事務局：確認していない。外国人を対象に含めている事例なら確認している。

A委員：第2条の定義では、地方自治法に定める住民と同じ定義で外国人も含まれますと書いてある。地方自治法の住民には外国人も含まれるということであれば、抜いてしまうと地方自治法の住民の定義とそぐわなくなる。

A委員：カッコ書きは必要か。

事務局：外国人に関する説明が必要というパブリック・コメントの意見に対し、関係すると思われる条項に説明を補足したもののだが、外国人に関する説明を追加することで、かえって分かりづらくなるのであれば、削ることも考えられる。

Ⅰ委員：ここだけカッコ書きがあると、あえて強調している部分と感じられる。

A委員：形式のところは、二者択一とか三者択一といったことが分かるので必要だと思う。

事務局：逐条解説なので、市民が読んだときに分かるように書いてある必要がある。投票の資格だけで伝わるならカッコ書きは不要だが。

B委員：一般の人は、投票の資格と書かれていると選挙の資格と何が違うのかと考えると思うので、例えば「投票のテーマに応じる」といった包括的な表現も考えられるのでは。

J委員：ここは一番問題になる箇所だと思う。

I委員：書いても書かなくても問題になる。

G委員：資格はいくつもあると思うが、年齢の次にいきなり国籍が出てくると何かと思ってしまう。

事務局：これ以外の要件としては、例えば市内に引き続き3ヶ月以上居住していること、といった居住要件などが考えられるので、国籍という言葉と置き換えることとする。

事務局：第28条から第32条までの解説について意見があるか。

I委員：第28条の条文中に「委員会」の表記が残っている。

事務局：審議会に修正する。

事務局：附則の解説について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：背景と経過について再検討することとなった箇所を修正し、修正案を確認していただいた後に、決裁を起案することとする。

4 その他

条例の施行時期については、協働のまちづくりの啓発活動を行った後に、改めて制定委員会を開催し、議案提出の時期も含めて検討することとする。

5 閉会